

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和4（2022）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの <small>※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む</small>	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の <small>※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上</small>	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	法務省	弁護士 [昭和24年度]	・司法試験法 ・弁護士法	—	司法修習終了 については最 高裁判所 [—]	○				旧姓を職務上の氏名として使用する場 合、身分証明書（希望者のみ発行）に は職務上の氏名＝旧姓を記載する。 （希望すれば登録氏名（＝戸籍上の氏 名）の併記も可。）	法務省大臣官房司法法制部司法 法制課 司法制度第一係 （代表）03-3580-4111
2	法務省	外国法事務弁護士 [昭和62年度]	外国弁護士に よる法律事務 の取扱いに関 する特別措置 法	—	法務大臣 [通知、官報告 示]	○				旧姓を職務上の氏名として使用する場 合、身分証明書（希望者のみ発行）に は職務上の氏名＝旧姓を記載する。 （希望すれば登録氏名の併記も可。）	法務省大臣官房司法法制部審査 監督課 外国法事務弁護士第一係 （代表）03-3580-4111
3	法務省	司法書士 [昭和25年度]	司法書士法	—	法務大臣 [合格証書の交 付]	○					法務省民事局民事第二課 （代表）03-3580-4111
4	法務省	土地家屋調査士 [昭和25年度]	土地家屋調査 士法	—	法務大臣 [合格証書の交 付]	○					法務省民事局民事第二課 （代表）03-3580-4111
5	法務省	申請等取次者 [昭和62年度]	出入国管理及 び難民認定法 施行規則	—	地方出入国在 留管理局長 [証明書を交 付]	○					法務省出入国在留管理庁 在留管理支援部在留管理課 （代表）03-3580-4111
6	法務省	公証人 [明治19年度]	公証人法	—	法務大臣 [任命書の交 付]	○					法務省民事局総務課 （代表）03-3580-4111